平成２５年（フ）第２７号
広島県尾道市古浜町７番２―202号
債務者　高本　定幸
1　決定年月日時　平成25年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１２４号
愛媛県松山市道後多幸町１番１号　日扇ビル508号
債務者　岩田　勝子
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
栃木県足利市五十部町1448番地
債務者　横田　イチ
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第６５５号
横浜市南区日枝町１丁目33番地　ティアラⅡ104、住民票上の住所千葉県東金市北之幸谷1476番地
債務者　藤田　裕子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７６６号
横浜市瀬谷区竹村町９番地９　カーサクレスト102
債務者　中島マリ子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７０号
横浜市戸塚区戸塚町630番地　サンベルテ戸塚Ｄ―101号
債務者　斎藤　俊光
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７７１号
横浜市戸塚区戸塚町630番地　サンベルテ戸塚Ｄ―101号
債務者　斎藤　明美
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８０９号
横浜市鶴見区矢向４丁目32番11―409号
債務者　田中　文雄
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２号
熊本県天草市亀場町食場801番地５
債務者　尾崎恵理子（旧姓脇坂）
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午前11時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第２７４号
東京都東大和市高木２丁目185番地の３
債務者　鷲谷　政康
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３６４号
東京都日野市南平６丁目16番地の７九十九苑203
債務者　木村　悦子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６７５号
横浜市南区永田北２丁目22番16号　ふじ荘102
債務者　松田　岩夫
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３５号
横浜市戸塚区下倉田町1775番地22
債務者　佐々木隆一
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２４号
川崎市高津区末長1551番地　ハイツタナカⅡ102、前住所横浜市神奈川区子安通２丁目270番地１　ドメイン新子安401号
債務者　渡辺　義男
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６９０号
岡山県倉敷市児島稗田町3176番地６
債務者　本城美保子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部